

## オープンカウンター方式による見積合わせについて

令和8年6月12日

分任支出負担行為担当官  
関東森林管理局  
大井川治山センター所長 山本 義久

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加を希望される方は、期日までに見積書の提出をお願いします。

### 記

- 1 件 名 1号物件 大井川治山センター庁舎清掃等業務
- 2 契約内容及び条件 大井川治山センター庁舎清掃等業務請負契約書（案）による
- 3 契約期間 自 令和8年7月1日 至 令和9年3月31日
- 4 作業場所 静岡県榛原郡川根本町千頭950-2  
大井川治山センター庁舎及び構内
- 5 契約の締結日 見積採用の日
- 6 参加資格
  - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中の特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 関東森林管理局長から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領（平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
  - (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」に登録され「東海・北陸地域」の競争参加資格を有する者であること。
  - (4) 事務所や事業所等に供する建築物の清掃業務の実績があること。※ 参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。
- 7 見積書の提出方法
  - (1) 見積方法  
価格は月額に9ヶ月分を乗じて得た額とします。なお、見積書に記載する金額は、見積書を提出する者が消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。  
月額が分かる内訳書（※記載例参照）を添付すること。

(2) 見積書提出の日時・場所

日時 令和8年6月29日(月) 13時00分まで

場所 大井川治山センター 技術専門官(総務)

電子メール送付先 ks\_ooigawa\_postmaster@maff.go.jp

※電子調達システムによる見積書の提出

※持参、郵便、電子メールでの提出も認めます。

(3) 参加資格証明書類の提出

見積書には次の書類を添付すること。

ア 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し

イ 6(4)の資格を証する過去における清掃業務の実績証明(契約書の写し等)

(4) 注意事項

見積書には必ず日付を記入してください。押印は不要、締切日必着です。

持参、郵便の場合は封筒の表に「1号物件 大井川治山センター庁舎清掃等業務 見積書在中」と朱書きで明記し、封緘のうえご提出ください。

参加資格を証明する書類は持参、郵送の場合は封筒に同封、電子調達システムの場合は、内訳書データとして送信してください。

電子メールの場合は、メールの件名を「1号物件 大井川治山センター庁舎清掃等業務 見積書」とし、データをPDF(押印不要)により送信してください。

8 契約相手方の決定及び通知

(1) 提出された有効な見積書のうち、最低価格を提示した者を契約相手方とします。

(2) 上記(1)において同価の見積りがあった場合は、当該者にくじを引かせて決定します。なお、くじを引く者がいない場合は、これに代わって見積合わせ執行事務に関係のない職員にくじを引かせて契約相手方を決定するものとします。

(3) 見積合わせは締切り後即日実施し、結果は契約の相手方として決定した者にのみ電話等で通知します。

9 契約保証金 免除

10 その他

(1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積りに係る留意事項」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認すること。

(2) 見積書を提出した場合は、契約書(案)による契約内容及び条件を承諾したものとみなします。

(3) 契約金額は見積金額に消費税10%を足した金額になります。

(4) 施設確認を希望する場合は担当職員まで電話にて連絡し、令和8年6月26日(金)までに現地の確認をしてください。

(担当：大井川治山センター 技術専門官(総務))

TEL 0547-59-3344

大井川治山センター庁舎清掃等業務請負契約書（案）

- 1 作業名 大井川治山センター庁舎清掃等業務
- 2 作業場所 大井川治山センター庁舎及び構内  
（静岡県榛原郡川根本町千頭950-2）
- 3 作業内容 別添作業基準仕様書のとおり。
- 4 作業期間 自 令和8年7月1日（水）  
至 令和9年3月31日（水）
- 5 請負金額 ¥ , . -  
（うち消費税及び地方消費税額¥ , . -）  
（1ヶ月当たり¥ , . -）
- 6 契約保証金 免 除

上記のとおり請負契約することについて、分任支出負担行為担当官 関東森林管理局大井川治山センター所長 ○○ ○○を甲とし、○○ ○○を乙として、下記条項により契約を締結し、その証として本書2通を作成し双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

（甲）住所 静岡県榛原郡川根本町千頭950-2  
分任支出負担行為担当官  
関東森林管理局  
大井川治山センター所長 ○○ ○○

（乙）住所

氏名

# 条 項

## (総則)

第1条 乙は、頭書の作業を別添「作業基準仕様書」(以下「仕様書」という。)に従い実施し、甲は、これに対し請負代金を支払うものとする。

2 甲は、この作業の実施について、甲の指定する監督職員(以下「監督職員」という。)に乙の作業を監督させ、必要な指示をさせるものとする。

## (作業実施日及び時間)

第2条 作業は月曜日、水曜日、金曜日の7:00~9:00とする。ただし国民の祝日、8月12日から14日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。

## (権利・義務の譲渡)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

## (作業上の注意事項及び秘密の保持)

第4条 乙は、仕様書に規定した作業の遂行にあたり、安全衛生及び作業態度に十分注意し、甲の公務遂行に支障をきたさないよう誠実に作業を実施するものとする。また、乙が作業中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

## (火災盗難等の防止)

第5条 乙は、火災・盗難等の防止に協力し、火災・盗難等の防止のため必要があるときは臨機の措置をとらなければならない。この場合はあらかじめ監督職員の意見を聞くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

2 前項の場合において、乙はそのとった措置の内容を遅滞なく監督職員に通知しなければならない。

## (電力・給水・ガス等の負担)

第6条 甲は、作業実施に必要な電力・給水・ガス等については、これを負担する。

2 乙は、電力・給水・ガス等を使用するときは極力節減に務め、効率的に使用しなければならない。

## (使用材料等)

第7条 この作業に使用する清掃用具及び洗剤等の消耗品については、甲から貸与又は支給されたものを除き、予め監督職員の承認を受けたものを使用する。

## (作業実施の確認)

第8条 乙は、作業を終了したときは、甲の指定した職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格しないものがあるときは、乙は、直ちに手直しをして再検査を受けるものとする。

(損害の負担)

第9条 乙は、甲の施設及び備品等について、善良な管理者の注意義務をもって取扱うものとし、故意又は過失により滅失あるいはき損したときは、甲の指定した期間内に代品を納め若しくは現状に復し、又は損害を賠償しなければならない。この場合の損害額は、甲、乙協議して定めるものとする。

2 この作業中における負傷、その他の事故又は第三者に損害を与えたときは、乙がその責を負わなければならない。

ただし、甲の責に帰すべき理由によって生じたものはこの限りでない。

(作業の中止又は作業内容の変更)

第10条 甲は、必要があるときは、作業の中止又は作業内容を変更することができる。この場合に請負金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(請負代金の支払)

第11条 乙は、第8条により甲の検査に合格したものについて、1ヶ月毎に頭書の月額請負代金を毎月1回所定の手続きに従って請求することができる。

2 甲は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請負代金の支払をしなければならない。甲の都合により支払期限を超過し支払遅延となった場合は期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の支払遅延利息を乙に支払うものとする。

(業務の履行責任)

第12条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは(以下「契約不適合」という。)、甲は、乙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下単に「履行の追完」という。)を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を超過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。

- 4 前項の規定は、業務が終了した時において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。
- 5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

(甲の催告による解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が、清掃作業基準表等に基づく清掃作業の実施等契約上の義務を履行しないとき、又は履行する見込がないと甲が認めたとき。
- (2) この契約について、乙が契約上の義務違反又は不正行為をしたと甲が認めたとき。

(甲の催告によらない解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反したとき。
  - (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
  - (3) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (7) 第18条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
  - (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第15条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第16条 甲は、業務が完了しない間は、第13条又は第14条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲は、第13条及び第14条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(乙の催告による解除権)

第18条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の催告によらない解除権)

第19条 乙は、次の各号の一に該当すると認めるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が第10条の規定により契約を変更又は中止したため、請負金額が頭書金額の3分の1以下に減少したとき。
- (2) 甲がこの契約に違反し、その違反によって作業を継続することが不可能となったとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合)

第20条 第18条及び前条に定める事項が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、第18条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第21条 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(解約時の支払)

第22条 この契約を解除した場合、甲が認めた既済部分に対しては、その請負代金を甲は乙に支払うものとする。

(債権・債務の相殺)

第23条 この契約により、乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、請負代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過

するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

(契約外の事項)

第24条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第25条 この契約に関し紛争を生じたときは、甲、乙協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第26条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」とう。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第27条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特約事項)

別紙特約条項のとおり

## 別紙

### 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(別添)

## 作業基準仕様書

本仕様書は、作業の概要を示すものであり、本仕様書に記載されない事項であっても、甲が美観又は建物管理上必要と認めた作業（軽微なもの）を契約金額の範囲内で実施するものとする。

### 1 作業工程

清掃作業の工程は、別紙「清掃作業内訳書」に基づいて行うこと。

### 2 日常清掃

#### (1) 床清掃

##### ア フローリング

- ① 電気掃除機又は箒で丁寧に塵芥を除去し、適宜モップ等で磨きだしを行うこと。  
また、汚れが目立つ部分はモップで水拭きをすること。
- ② 移動が可能な椅子等の備品は、移動させて清掃を行うこと。ただし、甲の業務の性質上支障が生じると判断される場合はこの限りでない。

##### イ 畳

- ① 電気掃除機又は箒で畳を損傷しないよう数回繰り返し集塵を行い、入念に清掃を行うこと。

#### (2) 壁・窓等

壁・窓及び玄関扉等は手の届く範囲で塵埃を拭き、汚れた部分は水又は洗剤を用いて拭くこと。

#### (3) 机・カウンター・応接テーブル・ロッカーの上等

塵払いを行った後に、乾布拭きをすること。

#### (4) 湯沸室

- ア 床は箒、モップ等を用い清掃を行い、常に清潔に保つこと。
- イ 流し台は、雑巾で水拭きを行うこと。
- ウ 壁は雑巾で乾拭きを行い、湿気を除去すること。
- エ 茶殻入れは毎回洗浄し、所定の場所に配置しておくこと。
- オ 食器用布巾及び手拭き用タオルを交換し、洗濯すること。
- カ 甲の支給する石けん、洗剤、たわし等の備付用品を補給すること。

#### (5) トイレ清掃

- ア 床は箒等で塵芥を除去し、汚れのある場合はモップ等で水拭き後、乾拭きを行うなどして乾燥させること。
- イ 便器、洗面器は、洗浄液を用いて丁寧に水洗いの上、雑巾拭きすること。
- ウ 扉、腰壁タイル、洗面台、鏡等の塵埃を拭き、汚れのある部分は水又は洗剤を用いて拭くこと。
- エ 手拭き用タオル及びペーパー等の備え付けについては、手拭き用タオルは毎回取り替え洗濯し、トイレットペーパー及びハンドソープの不足を補充すること。

#### (6) マット清掃

各出入口にあるマットは、電気掃除機により泥・塵等を取り除くこと。また、汚れが著しい場合は洗浄を行うこと。

### (7) ゴミ処理

- ア 各室に設置されているゴミ箱等のゴミを回収し、川根本町で定める分類ごとに分別整理すること。
- イ ゴミの廃棄は甲が支給する川根本町指定のゴミ袋を使用し、指定の曜日、場所に集積すること。また、資源ゴミ等についても、定期的に処分を行うこと。

### (8) 構内清掃

- ア 駐車場を含めた敷地内及び敷地周辺等に落葉等が落ちていた時は、集めて処理すること。また、雑草の繁茂の状況によって雑草取りを行うこと。
- イ 甲の指定する監督職員等から作業指示があった場合はそれに従うこと。

## 3 日常雑務

### (1) 開錠作業

清掃開始前に、玄関及び通用口を開錠し、事務室及び会議室のブラインド及び窓を開けること。また、防犯・防火見回りを行い、室内、建物周囲に異常が無いことを確認すること。

### (2) 新聞の入れ替え、整理

配達された新聞を配置するとともに、定期的に古新聞の整理及び廃棄を行うこと。

### (3) 茶湯準備

朝、職員の出勤までに、電気ポットを準備すること。併せて火気の点検を行うこと。

### (4) 加湿器の設置

冬季は加湿器に給水のうえ、稼働させること。

## 4 定期清掃（年2回実施）

### (1) 窓ガラス清掃

窓ガラスは両面ともガラスクリーナー等の洗剤を用いて拭き、さらに乾拭き磨きを行うこと。

## 5 その他

### (1) 作業完了の確認

作業終了後は、別紙「庁舎清掃完了確認簿」に実施状況を記載し、監督職員の確認を受けること。

### (2) 職員不在時の確認

職員が出張等で不在になる場合は、電灯・空調機の電源オフ、ガス元栓の閉栓等の確認を行い、窓及び玄関・通用口の施錠確認を行う。

### (3) 本仕様書に記載のない事項は、その都度、監督職員等と協議した上で処理すること。

(作業基準仕様書別紙)

## 清掃作業内訳書

区分	作業内容	面積・数量	周期
玄関ホール	塵芥除去	33.1㎡	毎回、汚れの程度により部分洗浄
玄関ポーチ	塵芥除去	9.9㎡	毎回、汚れの程度により部分洗浄
廊下	塵芥除去	19.7㎡	毎回、汚れの程度により部分洗浄
事務室・所長室	塵芥除去	157.1㎡	毎回、汚れの程度により部分洗浄
会議室	塵芥除去	66.2㎡	毎回、汚れの程度により部分洗浄
和室	塵芥除去	19.7㎡	週1回、汚れの程度により部分洗浄
湯沸室	塵芥除去	4.1㎡	毎回、汚れの程度により部分洗浄
	流し台清掃		毎回
便所(男子・女子、多目的)	塵芥除去及び床水拭仕上げ	17.2㎡	毎回
	便器洗浄仕上げ	5個	毎回
	洗面器洗浄仕上げ	3個	毎回
	洗面台・ガラス拭き	3か所	毎回
シャワー室	塵芥除去	2.5㎡	月1回
窓ガラス	洗浄仕上げ	56.06㎡	年2回
屋外清掃 (玄関ポーチ面積含む)	塵芥除去	674.4㎡	毎回
	落葉処理、除草、その他		随時
ゴミ処理	収集・分別		毎回
	運搬		可燃物週1回、その他収集日による
タオル類の交換	交換・洗濯		毎回
消耗品	補充		随時

その他契約金額の範囲内で、清掃等の職務内容に応じた作業を監督職員の指示で行う。



※記載例

見積内訳書（1号物件 大井川治山センター庁舎清掃等業務）

1ヶ月分単価（税抜）	数量 （7月～3月）	金額（税抜）
〇〇〇円	9ヶ月分	〇〇〇円